

業務規程細則の一部変更について（新旧対照表）

（変更箇所下線部）

現行	変更後
<p>第7条（手数料） 業務規程第23条に規定する手数料は、以下に掲げる手数料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。</p> <p>①省略 ②譲渡記録、保証記録、分割記録（ただし、第3号の場合を除く） ③～⑩省略</p>	<p>第7条（手数料） 業務規程第23条に規定する手数料は、以下に掲げる手数料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。</p> <p>①省略 ②譲渡記録、保証記録、分割記録（ただし、第3号及び第12号の場合を除く） ③～⑩省略 <u>⑪特定記録機関変更記録 1件につき5,000円</u> <u>⑫特定記録機関変更記録に附帯して行われる譲渡記録 1件につき0円</u></p>
<p>附則 第1条（施行期日） 本細則は、平成22年6月30日から施行する。</p> <p>附則（平成29年4月1日改正） 第1条（施行期日） 本細則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>附則 第1条（施行期日） 本細則は、平成22年6月30日から施行する。</p> <p>附則（平成29年4月1日改正） 第1条（施行期日） 本細則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則（令和元年7月8日改正）</u> <u>第1条（施行期日）</u> <u>本細則は、令和元年7月8日から施行する。</u></p>